

10月1日から障害福祉サービスの

障害者自立支援法とは (H18年4月一部施行・10月全面施行)

- 複雑に組み合わさっていた福祉サービスが一つになり、総合的に障害者の地域での自立した生活を支援するための法律です。
- どの障害のある人も共通の福祉サービスが地域において受けられるようになります。

障害者自立支援法により
給付等の対象となる障害者

身体障害者

知的障害者

精神障害者

障害児

- サービスを利用したら、費用の1割を支払います。ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。
施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。ただし、入所中の低所得者は、申請により補給給付が支給され、負担が軽減されます。
- 新しい施設サービスへは平成18年10月からおおむね5年間かけて移行します。その間は現行のサービスを引き続き利用できます。

サービス利用までの流れ

相談



申請



審査・判定



認定・通知



事業者と契約



サービス利用

町福祉課または相談支援事業者にご相談ください。申請窓口は町福祉課になります。

支給の申請を行うと、現在の生活や障害の状況について、町職員の訪問による調査が行われます。

調査の結果と主治医の意見書をもとに町で審査・判定が行われ、どの位サービスが必要な状態か（障害程度区分）が決められます。

障害児については、訪問による調査結果により町がサービスの支給量について勘案します。

障害程度区分や介護する人の状況、申請者の要望などをもとに、サービスの支給量などが決まり、通知され、受給者証が交付されます。

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。サービス利用に関して支援を必要とする人は、相談支援事業者に相談してサービス利用計画を作成します。

サービスの利用を開始します。

利用方法が一部変更になりました

サービスの内容

在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスと、入所施設で行うサービスがあります。施設サービスは、施設内での生活から地域と交わる暮らしへ転換するため、「日中活動」と「居住支援」に分けられます。

訪問系サービス - 在宅で訪問を受けたり、短期間施設へ入所したりするサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排泄、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

日中活動 - 通所や入所施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	児童デイサービス	障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受けられます。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。

居住支援 - 入所施設で住まいの場におけるサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	共同生活介護（ケアホーム）	共同生活場所で入浴や排泄、食事の介護などが受けられます。
	施設入所支援	施設に入所する人に、排泄、食事の介護などをします。
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。

その他の事業

自立支援医療

障害の種類や年齢により決められていた医療費のしくみが一本化されました。

補装具費の支給

これまで所得税額に応じた応能負担で給付されてきた補装具と日常生活用具の給付が変更になります。10月1日から義肢や車椅子などの補装具の購入や修理にかかる費用の原則1割を自己負担します。ただし、所得に応じた自己負担の上限額が設定されています。また、日常生活用具は「地域生活支援事業」へ移行します。

地域生活支援事業

より身近な自治体である町が障害者を支援する体制をつくり、さまざまな事業を行います。

地域生活支援事業

事業の名称	内 容
相談支援事業	障害者福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、関係機関との連絡調整を図り、必要な援助を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	入浴補助用具やストマ用装具、点字器などの日常生活用具を給付または貸与します。
移動支援事業	屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者や知的障害者などの外出の際の移動の介護を行います。（重度訪問介護、行動援護対象者を除きます。）
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動などの機会を提供し、社会との交流の促進などの便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化します。

問合せ 障害者福祉担当

内線162～164